

奈良県広域水道企業団職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年1月28日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団規則第2号

奈良県広域水道企業団職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

奈良県広域水道企業団職員の育児休業等に関する規則（令和7年3月規則第17号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項の表中「就業規則」を「奈良県広域水道企業団就業規則（令和7年3月企業管理規程第10号）」に改める。

第21条中「。以下「就業規則」という。」を削る。

第25条中「就業規則」を「奈良県広域水道企業団就業規則（令和7年3月企業管理規程第10号）」に改める。

第26条第2項の表中「第27条第2項」を「第26条第2項」に改める。

第27条中「あって、1日につき定められた勤務時間が6時間以上である勤務日が」を削る。

第28条中「就業規則第16条の規定による介護時間及び」を削り、「第11号」の次に「。以下「就業規則施行規程」という。」を、「第13項」の次に「又は奈良県広域水道企業団会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和7年3月企業管理規程第14号）第9条第1項第11号」を加える。

第29条第1項中「第19条第1項」を「第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業及び条例第22条第3項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項」に、「一部について勤務しないこと又は条例第22条第1項に規定する1週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「部分休業等」という。）の承認の請求」を「全部又は一部について勤務しないこと（以下「第1号部分休業等」という。）の承認の請求並びに育児休業法第19条第2項の規定による申出（同項第1号に係るものに限る。）及び条例第22条第3項の規定による申出（同項第1号に係るものに限る。）」に、「部分休業等承認請求書（第5号様式）」を「第1号部分休業等申出・承認請求書（第5号様式）」に、「部分休業等を」を「第1号部分休業等を」に改め、同条第4項中「規定する」の次に「第1号部分休業等及び第2項に規定する第2号部分休業等（以下「部分休業等」という。）の」を、「請求」の次に「並びに申出」を加え、同項を同条第6項とし、同条第3項中「第22条第1項」を「第22条第3項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項」

に、「前条」を「就業規則施行規程第27条の規定による介護時間若しくは前条」に、「第19条第1項」を「第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項」に改め、同項第2号中「正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、」及び「（連続して勤務する時間が1時間に達しない場合を除く。）」を削り、同項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 条例第22条第3項第2号に掲げる範囲で請求する同条第1項の規定による承認は、勤務時間が割り振られた日において、割り振られた勤務時間の全部又は一部の時間により行うものとする。

第29条第2項中「部分休業等」を「第1号部分休業等」に改め、「請求は、」の次に「原則として」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業及び条例第22条第3項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないこと（以下「第2号部分休業等」という。）の承認の請求並びに育児休業法第19条第2項の規定による申出（同項第2号に係るものに限る。）及び条例第22条第3項の規定による申出（同項第2号に係るものに限る。）は、第2号部分休業等申出・承認請求書（第6号様式）により、第2号部分休業等を始めようとする日の原則として1月前までに行うものとする。

第30条第1項中「部分休業等の」を「第1号部分休業等の」に、「延長」を「延長し、」に、「部分休業等変更請求書（第6号様式）」を「第1号部分休業等変更請求書（第7号様式）」に改め、同条第2項中「部分休業等の」を「第1号部分休業等の」に、「延長又は」を「延長し、又は」に、「部分休業等変更請求書」を「第1号部分休業等変更請求書」に改め、同条第3項中「部分休業等の」を「第1号部分休業等の」に、「延長」を「延長し、」に改め、「（1週間当たりの休業時間の上限を変更しないものに限る。）」を削り、「するとき」の次に「（1週間当たりの休業時間の上限を変更しない場合に限る。）」を加え、「部分休業等変更承認簿（第7号様式）」を「第1号部分休業等変更承認簿（第8号様式）」に改め、同条第4項中「前3項」を「前5項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項の次に次の2項を加える。

4 第2号部分休業等の承認を受けて勤務していない職員が、1年当たりの休業時間を延長し、又は短縮しようとするときは、第2号部分休業等変更請求書（第9号様式）により、やむを得ない事情がある場合を除き、延長し、又は短縮しようとする休業時間の属する日（延長し、又は短縮しようとする休業時間の属する日が2日以上にわたる場合は、その初日）の1月前までに請

求するものとする。

- 5 第2号部分休業等の承認を受けて勤務していない職員が、1日当たりの休業時間を延長し、又は短縮しようとするとき（1年当たりの休業時間の上限を変更しない場合に限る。）は、第2号部分休業等変更承認簿（第10号様式）により、あらかじめ請求するものとする。

第30条の次に次の1条を加える。

（部分休業等の申出の変更）

第30条の2 部分休業等の承認を受けて勤務していない職員が、育児休業法第19条第3項又は条例第22条第4項の規定による変更をしようとするときは、部分休業等申出内容変更請求書（第11号様式）により、あらかじめ請求するものとする。

- 2 第6条第2項本文及び第3項の規定は、前項に規定する請求について準用する。

第7号様式中「第7号様式」を「第8号様式」に、「部分休業等変更承認簿」を「第1号部分休業等変更承認簿」に、

「午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分」					「時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分」				
午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分					時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分				
午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分					時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分				
午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分					時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分				
午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分					時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分				
午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分					時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分				
午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分					時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分				
午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分					時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分				

を

に改め、同様式を

第8号様式とし、同様式の次に次の3様式を加える。

第9号様式（第30条関係）

第9号様式（第30条関係）

第2号部分休業等変更請求書

(任命権者)		請求年月日	年 月 日
<u>殿</u>		請求者所属 _____	
		職・氏名 _____	
下記のとおり第2号部分休業等の1年当たりの休業時間の変更を請求します。			
1 請求に係る子	氏 名		
	続柄等		
	生年月日	年 月 日	
2 申出内容	育児休業法第19条第2項第2号及び条例第22条第3項第2号に掲げる範囲内(第2号部分休業等)		
3 申出対象期間	年度		
4 1年当たりの休業時間	変更前	時間 分／年	
	変更後	時間 分／年	
5 休業時間の内訳	裏面のとおり		
6 備考			

- (注) ① 変更前及び変更後の休業態様について、裏面に記載すること。
 ② 第2号部分休業等の対象となる子が複数いて、「1 請求に係る子」欄に記入しきれない場合は、「6 備考」欄に必要な事項（氏名、続柄等、生年月日）を記入すること。
 ③ 裏面「残時間数」欄は、条例第21条の4又は第22条第3項第2号に規定する時間を上限として、請求時間数を差し引いて記載すること。

※ 所属長記入欄

受理年月日	年 月 日			<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認
決裁年月日	年 月 日			
決裁欄				
				職・氏名 _____

(裏面)

整理番号	変更前の休業時間の内訳		請求時間数	残時間数
	月 日	時 間		
1	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分
2	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分
3	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分
4	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分
5	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分
6	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分
7	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分
8	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分
9	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分
10	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分

整理番号	変更後の休業時間の内訳		請求時間数	残時間数
	月 日	時 間		
1	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分
2	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分
3	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分
4	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分
5	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分
6	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分
7	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分
8	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分
9	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分
10	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分

第10号様式（第30条関係）

第10号様式(第30条関係)

所職・氏名

第2号部 分 休 業 等 変 更 承 認 簿

【 年度 】

整理番号	承認日	所属長の確認	直接監督責任者の確認	変更前の休業時間の内訳		変更後の休業時間の内訳		請求時間数	月 日 時 間	月 日 時 間	請求時間数	月 日 時 間	月 日 時 間	請求時間数
				月	日	月	日					月	日	月
1年当たりの休業時間： 時間 分／年														
1	月 日			月 日 から	月 日 まで	月 日 から	月 日 まで	時間 分	月 日 から	月 日 まで	時間 分	月 日 から	月 日 まで	時間 分
2	月 日			月 日 から	月 日 まで	月 日 から	月 日 まで	時間 分	月 日 から	月 日 まで	時間 分	月 日 から	月 日 まで	時間 分
3	月 日			月 日 から	月 日 まで	月 日 から	月 日 まで	時間 分	月 日 から	月 日 まで	時間 分	月 日 から	月 日 まで	時間 分
4	月 日			月 日 から	月 日 まで	月 日 から	月 日 まで	時間 分	月 日 から	月 日 まで	時間 分	月 日 から	月 日 まで	時間 分
5	月 日			月 日 から	月 日 まで	月 日 から	月 日 まで	時間 分	月 日 から	月 日 まで	時間 分	月 日 から	月 日 まで	時間 分
6	月 日			月 日 から	月 日 まで	月 日 から	月 日 まで	時間 分	月 日 から	月 日 まで	時間 分	月 日 から	月 日 まで	時間 分
7	月 日			月 日 から	月 日 まで	月 日 から	月 日 まで	時間 分	月 日 から	月 日 まで	時間 分	月 日 から	月 日 まで	時間 分
8	月 日			月 日 から	月 日 まで	月 日 から	月 日 まで	時間 分	月 日 から	月 日 まで	時間 分	月 日 から	月 日 まで	時間 分
9	月 日			月 日 から	月 日 まで	月 日 から	月 日 まで	時間 分	月 日 から	月 日 まで	時間 分	月 日 から	月 日 まで	時間 分
10	月 日			月 日 から	月 日 まで	月 日 から	月 日 まで	時間 分	月 日 から	月 日 まで	時間 分	月 日 から	月 日 まで	時間 分

第11号様式(第30条関係)

部分休業等申出内容変更請求書

(任命権者)		請求年月日 年 月 日
<u>殿</u>		請求者 所属 _____ 職・氏名 _____
下記のとおり部分休業等に係る申出内容の変更を請求します。		
1 申出内容	変更前	<input type="checkbox"/> 育児休業法第19条第2項第1号及び条例第22条第3項第1号に掲げる範囲内（第1号部分休業等） <input type="checkbox"/> 育児休業法第19条第2項第2号及び条例第22条第3項第2号に掲げる範囲内（第2号部分休業等）
	変更後	<input type="checkbox"/> 育児休業法第19条第2項第1号及び条例第22条第3項第1号に掲げる範囲内（第1号部分休業等） <input type="checkbox"/> 育児休業法第19条第2項第2号及び条例第22条第3項第2号に掲げる範囲内（第2号部分休業等）
2 変更が必要な事情	<input type="checkbox"/> 配偶者が負傷または疾病により入院した。 <input type="checkbox"/> 配偶者と別居した。 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
3 変更年月日	年 月 日	
4 備考		

(注) 該当する□には✓印を記入すること。

※ 所属長記入欄

受理年月日	年 月 日			<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認
決裁年月日	年 月 日			職・氏名 _____
決裁欄				

第6号様式（表面）中「第6号様式」を「第7号様式」に、「部分休業等」を「第1号部分休業等」に、

		氏 名					
1 請求に係る子		続 柄 等					
		生 年 月 日	年 月 日 生				
2 休業期間		変更前	年 月 日 から		年 月 日 ま で		
		変更後	年 月 日 から		年 月 日 ま で		
3 1週間当たりの休業時間		変更前	① 年 月 日 から	年 月 日 ま で		時間	分 / 1週
		② 年 月 日 から	年 月 日 ま で		時間	分 / 1週	
		③ 年 月 日 から	年 月 日 ま で		時間	分 / 1週	
		変更後	① 年 月 日 から	年 月 日 ま で		時間	分 / 1週
		② 年 月 日 から	年 月 日 ま で		時間	分 / 1週	
		③ 年 月 日 から	年 月 日 ま で		時間	分 / 1週	
4 変更後の1週間当たりの休業時間の内訳		裏面のとおり					
5 備考							

を

		氏 名							
1 請求に係る子		続 柄 等							
		生 年 月 日	年 月 日 生						
2 申出内容		育児休業法第19条第2項第1号及び条例第22条第3項第1号に掲げる範囲内(第1号部分休業等)							
		3 申出対象期間		年度 から		年度 ま で			
4 休業期間		変更前	年 月 日 から		年 月 日 ま で				
		変更後	年 月 日 から		年 月 日 ま で				
		5 1週間当たりの休業時間		変更前	① 年 月 日 から	年 月 日 ま で		時間	分 / 1週
				② 年 月 日 から	年 月 日 ま で		時間	分 / 1週	
				③ 年 月 日 から	年 月 日 ま で		時間	分 / 1週	
				変更後	① 年 月 日 から	年 月 日 ま で		時間	分 / 1週
② 年 月 日 から	年 月 日 ま で			時間	分 / 1週				
③ 年 月 日 から	年 月 日 ま で			時間	分 / 1週				
6 変更後の1週間当たりの休業時間の内訳		裏面のとおり							
7 備考									

に、

(注) 中④を⑦とし、③を⑤とし、⑤の次に「⑥ 第1号部分休業等の対象となる子が複数いて、「1 請求に係る子」欄に記入しきれない場合は、「7 備考」欄に必要な事項（氏名、続柄等、生年月日）を記入すること。」を加え、②中「3」を「5」に改め、②を④とし、①の次に次のように加える。

② 「3 申出対象期間」欄には、当初申し出た申出対象期間を記載すること。

③ 当初申し出た申出対象期間以外の年度について、新たに申出を行う場合は、「第1号部分休業等申出・承認請求書」を提出すること。

同様式（裏面）中

午前	時	分～	時	分	午後	時	分～	時	分
午前	時	分～	時	分	午後	時	分～	時	分
午前	時	分～	時	分	午後	時	分～	時	分
午前	時	分～	時	分	午後	時	分～	時	分
午前	時	分～	時	分	午後	時	分～	時	分
午前	時	分～	時	分	午後	時	分～	時	分
午前	時	分～	時	分	午後	時	分～	時	分
午前	時	分～	時	分	午後	時	分～	時	分
午前	時	分～	時	分	午後	時	分～	時	分
午前	時	分～	時	分	午後	時	分～	時	分

を

に改め、同様式を

第7号様式とする。

第5号様式（表面）中「部分休業等承認請求書」を「第1号部分休業等申出・承認請求書」に、「部分休業等の」を「申し出るとともに、第1号部分休業等の」に、

1 請求に係る子	氏 名					
	続 柄 等					
	生 年 月 日	年 月 日 生				
2 請求する休業期間	年 月 日 から			年 月 日 まで		
3 1週間当たりの休業時間	①	年 月 日 から	年 月 日 まで	時間 分 ／ 1週		
	②	年 月 日 から	年 月 日 まで	時間 分 ／ 1週		
	③	年 月 日 から	年 月 日 まで	時間 分 ／ 1週		
4 1週間当たりの休業時間の内訳	裏面のとおり					
5 備考						

を

1 請求に係る子	氏 名				
	続 柄 等				
	生 年 月 日	年 月 日 生			
2 申出内容	育児休業法第19条第2項第1号及び条例第22条第3項第1号に掲げる範囲内（第1号部分休業等）				
3 申出対象期間	年度 から 年度 まで				
4 請求する休業期間	年 月 日 から		年 月 日 まで		
5 1週間当たりの休業時間	①	年 月 日 から	年 月 日 まで	時間 分／1週	
	②	年 月 日 から	年 月 日 まで	時間 分／1週	
	③	年 月 日 から	年 月 日 まで	時間 分／1週	
6 1週間当たりの休業時間の内訳	裏面のとおり				
7 備考					

改め、（注）に「⑤ 第1号部分休業等の対象となる子が複数いて、「1 請求に係る子」欄に記入しきれない場合には、「7 備考」欄に必要な事項（氏名、続柄等、生年月日）を記入すること。」を加え、同様式（裏面）中

午前 時 分～ 時 分	午後 時 分～ 時 分	を	時 時 分～ 時 分	時 時 分～ 時 分
午前 時 分～ 時 分	午後 時 分～ 時 分		時 時 分～ 時 分	時 時 分～ 時 分
午前 時 分～ 時 分	午後 時 分～ 時 分		時 時 分～ 時 分	時 時 分～ 時 分
午前 時 分～ 時 分	午後 時 分～ 時 分		時 時 分～ 時 分	時 時 分～ 時 分
午前 時 分～ 時 分	午後 時 分～ 時 分		時 時 分～ 時 分	時 時 分～ 時 分
午前 時 分～ 時 分	午後 時 分～ 時 分		時 時 分～ 時 分	時 時 分～ 時 分
午前 時 分～ 時 分	午後 時 分～ 時 分		時 時 分～ 時 分	時 時 分～ 時 分

次に次の1様式を加える。

第6号様式（第29条関係）

第6号様式（第29条関係）

第2号部分休業等申出・承認請求書

(任命権者)		請求年月日	年 月 日
<u>殿</u>			
請求者 所 属 _____			
下記のとおり申し出るとともに、第2号部分休業等の承認を請求します。 職・氏名 _____			
1 請求に係る子	氏 名		
	続 柄 等		
	生 年 月 日	年 月 日生	
2 申出内容	育児休業法第19条第2項第2号及び条例第22条第3項第2号に掲げる範囲内（第2号部分休業等）		
3 申出対象期間	年度		
4 1年当たりの休業期間	時間	分／年	
5 休業時間の内訳	裏面のとおり		
6 備考			

- (注) ① この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件継続証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書、戸籍謄（抄）本、住民票の写し等）を添付すること（写しでも可）。
- ② 休業態様について、裏面に記載すること。
- ③ 第2号部分休業等の対象となる子が複数いて、「1 請求に係る子」欄に記入しきれない場合には、「6 備考」欄に必要な事項（氏名、続柄等、生年月日）を記入すること。
- ④ 裏面「残時間数」欄は、条例第27条の4又は第28条第3項第2号に規定する時間を上限として、請求時間数を差し引いて記載すること。

※ 所属長記入欄

受理年月日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 承認	<input type="checkbox"/> 不承認
決裁年月日	年 月 日		
決裁欄			
職・氏名 _____			

(裏面)

整理番号	休業時間の内訳			請求時間数	残時間数
	月 日	時 間			
1	月 日 から 月 日 まで	時 分 から	時 分 まで	時間 分	時間 分
2	月 日 から 月 日 まで	時 分 から	時 分 まで	時間 分	時間 分
3	月 日 から 月 日 まで	時 分 から	時 分 まで	時間 分	時間 分
4	月 日 から 月 日 まで	時 分 から	時 分 まで	時間 分	時間 分
5	月 日 から 月 日 まで	時 分 から	時 分 まで	時間 分	時間 分
6	月 日 から 月 日 まで	時 分 から	時 分 まで	時間 分	時間 分
7	月 日 から 月 日 まで	時 分 から	時 分 まで	時間 分	時間 分
8	月 日 から 月 日 まで	時 分 から	時 分 まで	時間 分	時間 分
9	月 日 から 月 日 まで	時 分 から	時 分 まで	時間 分	時間 分
10	月 日 から 月 日 まで	時 分 から	時 分 まで	時間 分	時間 分
11	月 日 から 月 日 まで	時 分 から	時 分 まで	時間 分	時間 分
12	月 日 から 月 日 まで	時 分 から	時 分 まで	時間 分	時間 分
13	月 日 から 月 日 まで	時 分 から	時 分 まで	時間 分	時間 分
14	月 日 から 月 日 まで	時 分 から	時 分 まで	時間 分	時間 分
15	月 日 から 月 日 まで	時 分 から	時 分 まで	時間 分	時間 分
16	月 日 から 月 日 まで	時 分 から	時 分 まで	時間 分	時間 分
17	月 日 から 月 日 まで	時 分 から	時 分 まで	時間 分	時間 分
18	月 日 から 月 日 まで	時 分 から	時 分 まで	時間 分	時間 分
19	月 日 から 月 日 まで	時 分 から	時 分 まで	時間 分	時間 分
20	月 日 から 月 日 まで	時 分 から	時 分 まで	時間 分	時間 分

附 則

この規則は、令和7年12月1日から施行する。ただし、第20条第1項の表の改正規定、第21条の改正規定、第25条の改正規定及び第26条第2項の表の改正規定は、公布の日から施行する。